

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援策のご案内

事業所減収支援	事業主が申請	国の給付事業	持続化給付金	前年同月比50%以上減少した事業者 上限: 法人200万円、個人100万円 ※申請受付 R2 5/1~R3 1/15まで	電子申請	持続化給付金事業コールセンター【8:30~19:00 5・6月毎日】 TEL:0120-115-570 サポート会場:TKP宇都宮カンファレンス サポート会場予約方法 ①web予約 URL: https://www.jizokuka-kyufu.jp/ ②電話予約【18日から受付】 宇都宮商工会議所 Tel:028-637-3132
		県の給付事業	新型コロナウイルス感染拡大防止協力金	栃木県の休業要請対象施設で 4/21~5/6まで休業した事業者 1事業者 10万円 、最大 30万円 まで ※申請受付 5/7~6/30まで	電子申請 郵送申請	新型コロナウイルス感染拡大防止協力金受付センター【9:00~17:00 土日祝含む】 TEL:028-680-7145 申請方法 ①インターネット申請 URL: https://tochigi-kyoryokukin.com ②郵送の場合 申請書類等をダウンロードし、必要事項を記入の上、宛先に簡易書留など追跡ができる方法で郵送する。【申請書は商工会でも入手可能】 (宛先)〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1-5-40とちぎ産業創造プラザ内 新型コロナウイルス感染拡大防止協力金受付センター
		町の給付事業	休業協力金	休業要請対象施設で 4/21~5/6まで休業した事業者 1事業者 10万円 5/2~5/6まで休業した事業者 1事業者 5万円 ※申請受付 5/20~7/31まで	郵送申請	壬生町経済部商工観光課 TEL:0120-115-570 申請書類等をダウンロードし、必要事項を記入の上、宛先へ郵送する。 【申請書は商工会でも入手可能】 (宛先)〒321-0292 壬生町通町12番22号 壬生町経済部商工観光課

雇用支援	事業主が申請	従業員に休業してもらう	雇用調整助成金【コロナ特例】	休業等助成 1人日額 8,330円 【上限】 助成率:企業規模・雇用状況で変動	ハローワーク栃木【平日8:30~17:15】 TEL:0282-22-4135
		子どもがいる従業員のために	小学校休業等対応助成金【休暇を取得させた事業者向け】	休校で従業員が有給休暇を取得した場合 日額8,330円 【上限】を助成	
	個人が申請	子どもがいるフリーランスのために	小学校休業等対応支援金【フリーランス向け】	休校で契約した仕事に就業できなかった場合 日額4,100円 【定額】を助成	学校等休業助成金・支援金相談コールセンター【9:00~21:00 土日祝日含む】 TEL:0120-60-3999

補助金関係	事業主が申請	販路開拓のための補助	<p>小規模事業者持続化補助金【一般型】</p> <p>第2回受付締切:令和2年6月5日(金)</p> <p>第3回受付締切:令和2年10月2日(金)</p> <p>第4回受付締切:令和3年2月5日(金)</p>	<p>補助率:補助対象経費の3分の2以内</p> <p>補助上限額:50万円【75万円以上の補助対象となる事業費に対し】</p> <p>※75万円未満の場合は、その3分の2の金額補助</p> <p>補助上限額:100万円【150万円以上の補助対象となる事業費に対し】</p> <p>※①「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者</p> <p>※②法人設立日が2020年1月1日以降である会社(企業組合・協業組合含む)</p> <p>または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主については、補助上限額が100万円になる。</p>	<p>壬生町商工会</p> <p>TEL:0282-82-0475</p> <p>8:30~17:15【土日祝日除く】</p>
		販路開拓のための補助	<p>小規模事業者持続化補助金【コロナ型】</p> <p>第2回受付締切:令和2年6月5日(金)</p>	<p>A:サプライチェーンの毀損への対応</p> <p>B:非対面型ビジネスモデルへの転換</p> <p>C:テレワーク環境の設備</p> <p>補助率:補助対象経費の3分の2以内</p> <p>補助上限額:100万円【150万円以上の補助対象となる事業費に対し】</p> <p>※150万円未満の場合は、その3分の2の金額補助</p>	
		経営力の強化・技術力当の向上への取り組みに対する補助	<p>商工業主力UP支援事業【商工会員限定】</p>	<p>補助率:補助対象経費の2分の1以内</p> <p>補助上限額:10万円【20万円以上の補助対象となる事業費に対し】</p> <p>※助成対象事業費が10万円以上でその2分の1もしくは10万円のいずれか低い額</p>	
		生産性向上に資するITツール導入補助	<p>IT導入補助金</p> <p>申請期間:令和2年5月11日~12月下旬</p>	<p>1. C類型-1【サプライチェーンの毀損への対応】</p> <p>補助率:補助対象経費の3分の2以内</p> <p>補助上限額:30~450万円</p> <p>2. C類型-2【非対面型ビジネスモデルへの転換・テレワーク環境の設備】</p> <p>補助率:補助対象経費の3分の2以内</p> <p>補助上限額:30~450万円</p>	<p>サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター</p> <p>TEL:0570-666-424</p> <p>9:30~17:30【土日祝日除く】</p>
		経営革新のための設備投資に使える補助	<p>ものづくり補助金</p> <p>第3回受付締切:令和2年8月(予定)</p>	<p>A:サプライチェーンの毀損への対応</p> <p>B:非対面型ビジネスモデルへの転換</p> <p>C:テレワーク環境の設備</p> <p>補助率:補助対象経費の3分の2以内</p> <p>補助上限額:1,000万円</p>	<p>ものづくり補助金事務局サポートセンター</p> <p>monohojo@pasona.co.jp</p> <p>※問い合わせは、原則、電子メールにてお願いします。</p> <p>TEL:050-8880-4053</p> <p>10:00~17:00【土日祝日除く】</p>